

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第1節 交通対策	責任者	秘書企画課	所属	氏名	長谷川 忍			
基本施策	交通対策	総合計画書記載ページ	P160-163	(記入者)							
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道やバス等の利便性の向上としては、高齢社会に対応した総合交通対策として、デマンド型乗合タクシーを導入したことにより、高齢者、障害者及び子育て世代の医療機関等への移動を支援するとともに、公共施設への移動の利便性の向上を図ることができた。 人にやさしい移動環境の整備としては、新たに整備される都市計画道路については、道路構造令に基づき整備を行っている。また、その他の公共施設整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」等に従い整備を行っている。 跨線橋の整備による東西交通の円滑化としては、都市計画道路北島藤島線を平成28年度末の供用開始を目指し取り組んでいる。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・発展を通じた地域の活性化や交通に関する基本的な施策の策定と実施について、国および地方公共団体の責務を定めた「交通対策基本法」が平成25年に施行された。今後、本市における公共交通の取組についても、この法律に準拠していかなければならない。 								
施策がめざす将来の姿と修正案	<p>第4次総合計画で掲げためざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。 ●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進み、だれもが移動しやすいと感じています。 	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
	電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	・市民意向調査による
		%	H20	76.8	—	—	79.1	—	78.0	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 鉄道の利便性の向上	岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数	508台	H21	450台	565台	79.6%					○
	岩倉駅周辺駐輪場の整備台数	2,191台	H21	2,250台	2,241台	99.6%					
① 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進	輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などを関係機関へ要請していきます。						尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置について、名古屋鉄道に対し要望を行っている。	尾北地区広域交通網対策連絡協議会における石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置について、平成25年度からは重要要望項目から最重要要望項目とし、要望のレベルを引き上げるとともに、市単独でも名古屋鉄道に対しさらなる働きかけを行っている。	現在、石仏駅東側のホームの拡幅及び改札口の設置についての具体的な動きはない。今後も引き続き、名古屋鉄道と協議を進めながら、検討していくことが必要。	尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などを関係機関へ要請していくだけでなく、必要であれば市での整備も視野に入れていくことが必要。	継続
② 岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	岩倉駅前へのアクセス性向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の整備を推進します。						都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け事業に着手している。 また、都市計画道路江南岩倉線についても平成25年度に関係権利者に意向調査を行うなど実現可能な整備手法の検討を行い、愛知県に対しても早期事業着手に向け働きかけを行っている。	都市計画道路桜通線については、平成26年度より用地買収に着手し、用地買収率は18.96%(389.45㎡)と事業の進捗を図ることができた。	都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県に対しても有効な要望活動を行うことが必要。	施策そのものは修正する必要はないが、両路線とも円滑な事業推進を図るためには、関係権利者を始め住民の気運を高めることが必要。	継続
③ 駅周辺での駐輪場の確保	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな						既存の自転車駐輪場が効率・効果的に利用されるように、放置自転車	平成26年度には自転車放置禁止区域内において、	市営駐輪場の有料化やオートバイ等を新たな駐輪場の確	施策内容そのものは修正する必要はないが、有料化や駐輪	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題				
個別施策の名称	個別施策の内容												
保及び利用促進	な駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。						の整理と撤去により施設の活用促進を図りました。			路面シールによる禁止区域表示を実施し、自転車撤去台数の減少を図ることができた。	保に向けた検討が引き続き必要である。	場の確保に向けた検討が引き続き必要。	
(2) バス等の利便性の向上	路線バスの1日の運行本数	167本	H22	170本	162本	95.3%					○		
	路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	76.1%	H22	77.0%	73.4%	95.3%							
① 民間路線バスの維持・充実	民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じてバス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。						尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、九日市場線の延長について、名鉄バスに対し要望を行っている。			平成26年8月より、名鉄バスの新路線として、岩倉駅と間内駅(春日井市)を結ぶ間内・岩倉線が運行開始された。	現在、九日市場線の延長についての具体的な動きはなく、引き続き名鉄バスと協議を進めていくことが必要。また、岩倉駅と小牧駅を結ぶ岩倉線(桜井経由)についても減便されていることから、今後も注視していくことが必要。	民間路線バスについては、本市だけでなく、隣接する一宮市や小牧市も関係していることから、今後はバスの維持・充実のためには、それらの市とも連携していくことが必要。	継続
② 高齢社会に対応した総合交通対策の検討	高齢者や体の不自由な人等の移動手段の確保及び地域の活性化のため、費用対効果を勘案しながらコミュニティバスやタクシー等新たな交通手段のあり方を含めた総合的な交通対策を検討します。						地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、平成25年度から岩倉市地域公共交通会議を設置した。また、その会議にて既存の公共交通の存続を前提としたデマンド型乗合タクシーの導入についての合意を得て、1年間の実証運行を行い、平成26年10月から本格運行を開始した。			デマンド型乗合タクシーを導入したことにより、高齢者、障害者及び子育て世代の医療機関等への移動を支援するとともに、公共施設への移動の利便性の向上を図ることができた。	デマンド型乗合タクシーの運行については、鉄道駅やバス停に接続することにより、既存の公共交通の利用促進も事業目的としていることから、今後も公共交通事業者との調整が必要。	デマンド型乗合タクシーの本格運行を開始したことにより、今後も地域公共交通会議において、国、県、バス、タクシー事業者等関係機関等との協議を進めていくことが必要。 今後は、デマンド型乗合タクシーの状況を勘案しつつ、超高齢社会を見据えた交通対策を実現していく。	充実
(3) 人にやさしい移動環境の整備	子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車で外出できるまちだと思える市民の割合	28.7%	H22	30.0%	32.7%	109.0%					○		
① 歩行空間のバリアフリー化等の推進	だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人にやさしい街づくり計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。						新たに整備を行っている都市計画道路においては、「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき歩道の整備や計画、設計を行っている。			平成26年3月に供用開始した乙北島藤島線については、歩行空間のバリアフリー化等を図ることができた。	新規の都市計画道路の整備以外では、費用的な面もあり歩道の段差の解消や点字ブロックの設置など事業は進捗していない。	修正の必要はない。	継続
② 公共施設のバリアフリー化等の推進	人にやさしい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。						公共施設の整備にあたっては、「岩倉市人にやさしい街づくり計画」とともに平成22年度に作成した公共施設整備の設計・施工上の技術的基準に基づき整備を行っている。			平成26年度末時点で市民プラザや公園のトイレ改修等にあたって技術的基準に基づき改修を行い、バリアフリー化を図ることができた。	公共施設については、未だ改善の余地があり、施設管理者において計画的に整備を進める必要がある。	修正の必要はない。	継続
(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	都市計画道路北島藤島線整備率	31.2%	H21	87.2%	63.3%	72.6%					○		
① 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。						平成22年度に全ての用地買収が完了し、平成24年度より道路高架工事に着手し、平成28年度末の完成・供用を目指している。			平成26年度末時点で橋梁下部工事が完了するなど事業の進捗を図ることができた。	国からの社会資本整備総合交付金を受けて事業を行っているが、近年においては交付率が低下している。	平成28年度末の供用開始を目指して工事に鋭意努力しているため、施策内容そのものは修正する必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
高齢社会に対応した総合交通対策の実現	高齢者、障害者及び子育て世代の社会参加を促進するため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、超高齢社会を見据えた交通対策を実現していく。		

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第2節 道路	責任者	所属	都市整備課				
基本施策	道路	総合計画書記載ページ	P164-167	(記入者)	氏名	高橋 太				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・都市計画道路の名古屋江南線、萩原多気線、一宮春日井線、豊田岩倉線、北島藤島線など広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路の整備は着実に進捗しているとともに、歩行者の安全性を高めるための路肩部分のカラー舗装化については、市内全小学校の通学路において整備が完了している。さらに、道路・橋梁の維持管理についても「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」を策定するなど計画的な道路・橋梁の維持管理を推進している。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・都市計画道路江南岩倉線及び桜通線など中心市街地に計画されている都市計画道路の円滑な事業推進を図るためには、関係権利者の理解を得るとともに、事業の必要性を訴え、住民全体の気運を高めることが課題となる。							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●安全で快適な道路環境が整い、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠	
	道路網の整備(自動車)に満足している市民の割合	%	年度 基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
		%	H20 69.4	—	—	69.6	—	71.0	73.0	市民意向調査による
		%								

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 円滑に移動できる幹線道路整備	道路の広さに満足している市民の割合	66.8%	H20	68.0%	69.3%	101.9%					○
	都市計画道路の整備率	61.9%	H21	65.5%	69.2%	105.6%					
① 幹線道路の計画的整備	市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。						平成23年5月には都市計画道路一宮春日井線の名鉄跨線部が供用するとともに、平成26年度末時点では、愛知県において主要地方道名古屋江南線及び春日井一宮線（都市計画道路萩原多気線）の整備を進めている。また、岩倉市においても都市計画道路北島藤島線や桜通線、市道南646号線（都市計画道路岩倉西春線）の整備を進めている。	平成26年度末時点での用地買収率は名古屋江南線が約99%、春日井一宮線が約87%と早期工事着手に向け買収を進めている。また、桜通線は平成26年度より用地買収に着手するとともに、北島藤島線は、平成28年度末の完了・供用を目指し鋭意工事を進めている。	中心市街地に計画されている江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、住民の気運を高めるとともに、愛知県に対しても、より有効な要望活動を行うことが必要。	施策そのものは修正する必要はないが、円滑な事業推進を図るためには、事業の必要性を訴え、関係権利者を始め住民の気運を高めることが必要。	継続
② 都市計画道路の見直し検討	都市計画決定してから長年経っても整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。						愛知県では平成17年に「都市計画道路見直し指針」を策定し、指針に基づき142路線、約185kmを「見直し候補路線」として抽出している。岩倉市内においても江南岩倉線を始め4路線が対象となっており、平成25年度から愛知県と見直しの有無について意見交換を行っている。	見直し候補となっている4路線については一部事業着手した路線や現在、事業化に向けて愛知県と協議を実施している路線があることから、現時点において対象となっている路線の見直しを実施する予定はないと回答している。	特になし。	施策そのものは修正する必要はないが、交通情勢を鑑み必要に応じて都市計画決定の見直しを実施することが必要。	継続
(2) 安全・快適な道路環境の	通学路における歩道の整	H21	25.6%	91.0	98.8%	79.7%					○

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題				
個別施策の名称	個別施策の内容												
整備	備率												
① 歩行者・自転車の安全確保	歩行者・自転車の安全な通行を確保するために、歩道の設置に努めます。また、歩道設置の困難な道路では、路肩部分のカラー舗装化などを行い、安全な歩道整備に努めます。						市内全小学校の通学路においては、平成23年度より即効性の高い路肩のカラー舗装化による歩行空間の明示による簡易整備を実施した。			平成24年度までに市内全小学校の通学路において(歩道未整備箇所)、路肩のカラー舗装化が完了した。	路肩のカラー塗装部分の劣化の補修や維持管理や占用工事などの復旧方法など、安全な歩道環境の維持管理に努めることが必要。 また、通学路以外の箇所においては、費用的な面から対策が行われていない。	歩行者・自転車の安全な通行を確保するためには、歩道又は自転車通行帯の整備が望ましいが、本市のような密集市街地では用地買収による幅幅が極めて困難であることが予測される。さらには、全ての道路での歩道設置やカラー舗装化などは非現実的に思われるため、歩行者等の利用状況に応じた歩道整備に努める必要がある。	継続
② 狭あい道路や行き止まり道路の解消	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備を進めるとともに、セットバックや交差点の隅切りの確保などに努めます。						平成22年度からセットバック部分の寄附については、1路線の寄附から、1筆の単独寄附を受け付ける方針とした。			狭あい道路解消のための土地取得の状況として、平成23年度は4件342㎡、平成24年度は3件144㎡、平成25年度は1件0.14㎡、平成26年度は2件19㎡の寄附があった。	セットバック部分の取得は、寄附採納を原則としており、その要件が、道路として整備を求めるなどの条件があるため、なかなか事業が進まない状況にあることから寄附採納基準の見直しが必要である。	施策そのものは修正する必要はない。	継続
③ 道路の防災対策・景観対策の推進	火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。また、より良い都市景観形成のため、道路緑化の推進や市内の幹線道路の無電柱化に努めます。						延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県知事より都市計画事業認可を受け事業に着手している。			都市計画道路桜通線については、平成26年度より用地買収に着手し、用地買収率は18.96%(389.45㎡)と事業の進捗を図ることができた。	都市計画道路桜通線と同様に延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県に対しても有効な要望活動を行うことが必要。 また、ポケットパークや道路緑化、無電中化については、両路線の工事着手の目途がついた段階で検討を行う予定になっているため、現段階での進捗は図れていない。	施策そのものは修正する必要はないが、円滑な事業推進を図るためには、事業の必要性を訴え、関係権利者を始め住民の気運を高めることが必要。	継続
④ 交通安全施設の整備 【「防犯・交通安全」の再掲】	「防犯・交通安全」の再掲 (P125)												
(3) 道路・橋梁の維持管理の充実	橋梁長寿命化修繕計画策定	-	-	策定	策定	100%					○		
	まわりの道路の舗装状況に満足している市民の割合	H20	85.5%	87.0%	79.9%	91.8%							
① 計画的な維持管理の推進	限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。						平成24年度に橋長15m以上の橋梁22橋について点検業務を実施し、平成25年度に岩倉市橋梁長寿命化修繕計画を策定した。その他の橋梁(2m以上15m未満)の101橋については、平成26年度に点検を実施した。 また、幹線道路については、平成25年度には舗装修繕計画を策定し計画的に舗装の修繕工事を実施した。			重要橋梁についての長寿命化修繕計画を策定し、長期的な視点から計画的に橋梁の維持管理を行うことが可能となった。 また、幹線道路についても路面性状調査を基に舗装修繕計画を策定し、計画的な舗装の維持管理を行うことが可能となった。	平成26年度に道路法施行規則の一部が改正され、道路施設について機能を維持するための点検等が義務付けられた。	施策内容そのものは修正する必要はないが、法律に基づく維持管理を行う。	継続
② 危険箇所の早期発見と早期維持補修	道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、道路パトロールなどにより危険箇所の早期発見と早期維持補修を実施します。						日常の道路パトロール等により、道路損傷箇所の早期発見・早期補修を実施している。			公共施設維持管理作業員の雇用により、より迅速な対応が可能となっている。	道路管理者以外の占有者等による舗装復旧等の指導が必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、市民からの情報提供も重要なため、広報紙、	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
										ホームページなどで、危険箇所の情報提供を呼びかけることも必要。	

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
自転車利用環境整備	安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、自転車ネットワーク計画の作成やそれに基づき利用環境の整備を行う。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第3節 市街地整備	責任者	所属	都市整備課					
基本施策	市街地整備	総合計画書記載ページ	P168-170	(記入者)	氏名	高橋 太					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・中心市街地における都市計画道路の整備について、桜通線の整備事業に着手し、江南岩倉線の事業着手についても愛知県へ要望を行うなど鋭意事業進捗を図っているが、街なか居住の推進及び駅前活性化にあたっては新たな施策を実施するなど今後も検討が必要である。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・中心市街地での定住化について、街路事業に合わせた共同建替えや面整備を実施する可能性がなくなったことから、その他の施策を検討する必要がある。								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●市街地の都市基盤整備が進み、安全・安心で快適な都市環境・居住環境が形成されています。										
	●中心市街地に賑わいが戻り、活気あるまちになっています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠		
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
	計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合	%	H20	67.0	—	—	69.2	—		70.0	73.0
	市街化区域率	%	H20	50.6	50.6	50.6	50.6	50.6	51.9	53.2	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 中心市街地の整備	岩倉駅東地区の街並みが魅力的であると感じている市民の割合	24.4%	H22	26.0%	12.4%	47.7%					△
① 岩倉駅東地区市街地整備の促進	中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の計画的な建築物の整備誘導を推進します。また、岩倉駅東地区の再開発を核とした新しい商業・業務・サービス機能や利便性を生かした都市型住宅の供給促進等により、都市機能の更新を図ります。						都市計画道路桜通線は平成26年度に事業認可を得て用地買収に着手した。また、都市計画道路江南岩倉線については平成25年度に関係権利者に対し事業化に向けたアンケート調査を実施し、意向を確認するとともに早期事業化を愛知県に要望している。	都市計画道路桜通線は平成26年度から用地買収に着手した。	街路整備に合わせた沿道における建築物の整備誘導については、各権利者において将来的な利用計画を持っており、市が地区計画や建築協定など都市計画法上の規制を掛けない限り実現は困難である。	法的根拠が伴わず実現性の乏しい「沿道の計画的な建築物の整備誘導」や「都市型住宅の供給促進」については見直しが必要と思われる。	縮小
② 街なか居住の推進	都市計画道路沿線で建物の共同建替えや都市再生区画整理事業などを実施することにより、街なか居住を推進して中心市街地での定住化を図ります。また、歩いて生活できるまちづくりを基本として、より一層、人にやさしい都市空間を形成するため、主要な道路や公共施設にユニバーサルデザインの導入を推進します。						都市計画道路桜通線の整備は沿道の面整備を伴うものでなく、通常の用地買収方式で実施している。今後、都市計画道路江南岩倉線の整備にあたっては同様の方式で実施する予定としており、定住化策に資する方策は採用しないものとなっている。なお、公共施設へのユニバーサルデザインの導入にあたっては岩倉市ユニバーサルデザイン研究会に意見を求めつつ実施している。	岩倉駅周辺においては平成21年度までにエレベーターの設置が完了するなど公共施設におけるユニバーサルデザインの導入が図られている。	都市計画道路の整備にあたって関係権利者に対してアンケート調査を実施した結果、建物の共同建替えや区画整理による事業化に賛同できないと約5割の権利者から回答があった。このため、街なか居住の推進についてはその他の方策を考える必要がある。	実施が現実的でなくなった都市再生区画整理事業については見直しが必要と思われる。	縮小
③ 岩倉駅前活性化のための組織の育成	岩倉駅前を中心としたまちの賑わいづくりのために、商工会等と連携しながら、商店街の人材育成をはじめ活力ある組織の育成・支援に努めます。						商工会のTOMOの会は、賑わい創出のため、桜まつり期間中の出店と、駅前ロータリーで開催されるイルミネーションイベントに協賛している。また、桜まつり期間中、桜まつり実行委員会による駅前の空き店舗を活用した「駅前通り賑わいづくり事	商工会、TOMOの会、地元の発展会等と連携しながら、桜まつり、イルミネーションイベント等、様々なイベントを通じて、人材育成を図ることができた。	引き続き、商工会等と連携しながら、商店街の組織育成、人材育成に努める必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	改善

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
							業」を実施した。					
(2) 既成住宅市街地の再生											△	
① 住宅市街地の居住環境の向上	市街化区域内における未利用地が点在している地区や狭小住宅など基盤整備が不十分な地区における居住環境や防災機能の向上を図るため、計画的な生活道路の確保や未利用地の活用を推進します。また、工場周辺の居住環境の向上を図るため、住工混在の解消や工場地内の緑化について指導・支援に努めます。						実施せず。	なし	未利用地の有効活用等を始めとする居住環境及び生活環境の向上については、具体的な施策が見出せていない。	未利用地の有効活用という観点から空き家対策を意識した内容等へ(3)と統合のうえ修正する必要があると思われる。	縮小	
② エリアマネジメントの導入等の検討	人口減少時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを地区住民が主体となって進めていくため、エリアマネジメントの導入等について検討します。						実施せず。	なし。	若い世代の移住・定住策について、具体的な方策を打ち出すことが必要。	エリアマネジメントは民間の住宅開発に伴い、建築協定や緑化協定を設定することが不可欠であり、既成市街地におけるエリアマネジメントの導入は全国的にも例が少なく対象とする地区住民の理解も必要となる。このため、移住・定住促進を図る目的であればエリアマネジメント以外の方法を検討する必要があると思われる。 近年、都市部においても空き家が増加しつつあり、本市においても増加している。こうした現状を踏まえ、空き家の利活用等について検討する必要がある。	改善	
③ 狭あい道路や行き止まり道路の解消	「道路」の再掲 (P166)											
(3) 計画的な市街地整備・誘導											○	
① 民間住宅地の開発・供給促進	個性と魅力あるまちづくりをめざし、地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備や地域の発意と創意による住宅地づくりを進めるため、住宅マスタープランに基づいて地域と調和のとれたデザインや農地付き住宅等多様なライフスタイルを実現できる住宅地開発誘導と住宅の供給促進に努めます。						平成24年度に市街化調整区域における都市計画法上の規制緩和が行われ、岩倉市においても4地区を指定し、住宅建設が行われている。	規制緩和により4地区で計73戸の住宅建設がなされた一方で農地付き住宅については、優良田園住宅制度があり、その可能性を住宅開発業者に照会したところ実現性はないとの結論を得た。	住宅マスタープランは、その基本計画を定めることに対して市町村に義務付けがなされおらず、また、策定如何により住宅開発施策が推進する訳でもないため市としても計画を策定する考えはない。	住宅マスタープランは策定する予定はなく、また、農地付き住宅(優良田園住宅制度)は愛知県内で成功した事例がないことから記述から削除する。	改善	
② 計画的な市街化区域の拡大検討	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしい企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域拡大の検討を進めます。						実施せず。	なし。	愛知県において市街化区域の拡大について、住居系の拡大については将来の人口減少時代の到来を踏まえ、拡大には課題も多く、工業系用途の拡大についても土地改良による基盤整備が完了しており、土地所有者へ新たな減歩が生じることなど合意は難しい環境にある。	施策内容を修正する必要はないが、川井町や野寄町の一部においては、住居系及び工業系の土地利用を進めていくことを政策として明らかにしており、都市計画マスタープランや農業振興基本計画の改訂を行うなど商工農政課と連携しながら市街化区域の拡大が実現するよう引き続き関係機関と協議を進めていく。	継続	

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第4節 住宅	責任者	(記入者)	所属	都市整備課			
基本施策	住宅	総合計画書記載ページ	P172-175	責任者	(記入者)	所属	氏名 高橋 太			
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・高齢化が進む中、市営住宅では退去時に合わせてバリアフリー化のための改修を進めているが、今後も高齢者や障害者に配慮した住宅改修が求められている。その他の公的住宅や民間住宅についても、高齢者や障害者のための住宅改修の促進や支援が必要となっている。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・本市では、平成19年度に耐震改修促進計画を策定し、平成27年度を目標として公共施設をはじめ民間木造住宅などの耐震化対策を行ってきた。市の助成制度は住宅全体の耐震改修に係るものであるが、1戸の住宅を改修する場合、改修費用の負担が大きく、費用負担を軽減する施策を推進する必要がある。 ・住宅土地統計の結果では、全国的に空き家が増加しており、愛知県や岩倉市においても全国平均は下回っているものの、増加傾向にある。危険な空き家は環境・防犯面などで社会的な問題となってきており、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、平成27年に施行された。危険空き家や活用可能な空き家を把握し、対策の検討を進める必要がある。							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿 ●市民のだれもが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。 ●宅地開発やマンション開発が適正に行われ、魅力ある居住環境が形成されています。	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠
	市内の住宅の耐震化率	%	年度 基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	住宅土地統計調査
			H21 54.3	—	—	80.3	—	90.0	95.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 住まいの安全・安心の確保	木造住宅耐震化率	63.5%	H25	70.0%	63.5%	90.7%	市営住宅は全48戸のうち1階部分の12戸を対象に住民の退去時に手摺りの設置や段差解消など部分的にバリアフリー化を進めている。	市営住宅ではまず1階部分の部屋12戸について改修を進めることとしているが、退去に合わせていることから平成26年度末時点での改修は2戸に留まっている。	市営住宅については玄関先の段差解消ができないなど構造上、完全にバリアフリー化を施せる状況になく、岩倉団地や県営住宅についても同様の理由により改修が進んでいない。	公的住宅において三世帯同居に対応した改修は現実的でないため削除したい。	○	
	非木造住宅耐震化率	94.4%	H25	95.0%	94.4%	99.4%						
① 公的賃貸住宅の改修整備	高齢者・障害者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の計画的、かつ適切な改修と維持管理を推進します。また、岩倉団地や県営住宅などの公的住宅についても、高齢者・障害者や子育て世代、三世帯同居等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。							耐震化率向上のため木造住宅の無料耐震診断及び改修補助(上限90万円)の制度を充実させ、建築士と職員による個別訪問や広報紙による啓発活動を実施している。	広報紙や建築士と職員による個別訪問を行っているが、耐震診断及び耐震改修補助を受ける申し込み件数は年々減少しており、平成26年度は診断21件、改修3件に留まっている。	診断を受けても改修費用が高額であることから改修を行わないケースも増えており、補助制度の拡充が必要。	修正の必要はないが、成果指標について木造及び非木造住宅の耐震化率に変更する。	改善
② 民間住宅の耐震化の促進	民間住宅の耐震化を促進するために、市民の費用負担を軽減するための制度を検討するとともに、住宅耐震化の必要性や補助制度等を周知・啓発し、耐震化率の向上に努めます。							広報紙等で制度周知を図っているほか、制度利用時には、リフォームヘルパーによる助言等の支援を行っている。	年間2～4件の制度利用がある。リフォームヘルパーによる助言により、適切な住宅改善に繋がっている。	引き続き、住宅改善制度の周知に努める必要がある。	修正の必要はない。	継続
③ 住宅改善への支援	高齢者や障害者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに、適切な住宅改善ができるようにリフォームヘルパーによる助言等の支援を実施します。											継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
④ 高齢者の住み替えの支援	公的住宅の募集についての情報提供をするとともに、高齢者や障害者のための住み替え助成制度の周知に努めます。						広報紙等で制度周知を図っているほか、利用時には適正に支援を行っている。	年間1件程度の制度利用がある。	引き続き、住み替え助成制度の周知に努める必要がある。	修正には必要はない。	継続
(2) 優良な住宅供給支援	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	21件	H21	60件	74件	123.3%				○	
	住宅用太陽光発電システムを設置している世帯の割合	3.1%	H22	4.0%	8.3%	207.5%					
① エコ住宅(省エネ住宅)の供給支援	環境への配慮のために住宅用太陽光発電システムの利用を促進するとともに、省エネルギー・省資源に配慮し、緑を積極的に取り入れたエコ住宅など、環境や人にやさしい住まいに関する啓発や情報の提供に努めます。						住宅用太陽光発電システム設置費補助制度によって支援している。	住宅用太陽光発電システム設置を促進することが出来た。	エコ住宅などの啓発や情報の提供が課題。	施策内容を修正する必要はない。	継続
② 子育て支援住宅の供給促進等	人口減少時代においても住宅都市として持続的に発展させていくため、子育て世代を対象とした地域優良賃貸住宅制度をPRするなど、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進に努めるとともに子育て世代に着目した移住・定住や住み替えを促進するための事業を検討します。						現在までに実施した施策はない。	現在までに実施した施策はない。	子育て世代の移住・定住策については、市として総合的な事業展開を行う必要がある。	施策内容を修正する必要はない。	継続
(3) 魅力ある住環境の形成	住宅マスタープラン策定	-	-	策定	未策定	0%				△	
① 住宅マスタープランの策定	住生活の安定の確保と向上を計画的、総合的に推進するために、住宅施策の基本となる住宅マスタープランの策定を進めます。						住宅マスタープランの策定は市に義務付けがないことから行わない。	同左	同左	削除	廃止
② 住宅市街地の居住環境の向上	「市街地整備」の再掲(P170)										
③ 民間住宅地の開発・供給促進	「市街地整備」の再掲(P170)										
④ 住宅地の緑化促進	「公園・緑地」の再掲(P102)										

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)
空き家利活用促進事業	住宅・土地統計の調査結果において、増加傾向にある空き家の実態を把握し、空き家バンクの実施や建て替えの促進に繋がるような助成制度等の創設を検討します。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第5節 景観形成	責任者	(記入者)	所属	都市整備課					
基本施策	景観形成	総合計画書記載ページ	P176-179	氏名	高橋 太							
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 五条川や市街地周縁部の田園風景、中心市街地など、岩倉らしい原風景の保全や岩倉の顔となる良好な景観の維持・向上を市民との協働によって進めていくため、景観意識の向上や美化活動の推進をしていくことが重要である。 違反屋外広告物の取締りについては、平成19年度から違反広告物簡易除却活動員制度を実施し、市民と協働で街の美化活動に取り組んでおり、成果をあげている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・景観形成にあたっては景観計画（法定計画）及び景観条例の制定は義務付けでないことから実施する予定はないが、今後、実施していく街路整備等のまちづくりの機会を捉えて景観形成に配慮する計画を盛り込んで実施していく必要がある。									
施策がめざす 将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	<ul style="list-style-type: none"> ●都市として魅力ある街並みが形成され、まちに愛着や誇りを持つ市民が増えています。 ●うるおいややすらぎを感じる自然や歴史との調和がとれた景観があるまちになっています。 											
目標値	基本成果指標		単位		基準値		現状値			目標値		算出根拠
	街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合		%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
				H20	70.8	—	—	72.7	—	72.0	75.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 良好な景観形成を進める制度等の確立	景観計画策定	—	H21	策定	未策定	0.0%					△
① 景観法に基づく景観計画の策定	五条川や市街地周縁部に広がる田園景観、岩倉街道沿いの街並み景観を保全・再生するなど岩倉らしい良好な景観形成によって、住宅都市としての質を高めるため、景観法に基づいて景観形成方針や規制・誘導策などを定める景観計画の策定を検討します。			策定	未策定	0.0%	平成19年度に市街地再開発事業の実施にあたって策定した岩倉駅東地区街並みデザイン基本計画に基づき整備を行うなど景観について配慮を行った。	特になし。	景観計画の策定については、この間、担当としても必要性を感じなかったことに加え、市民からのニーズもなかったことからその必要性は低いと考えている。なお、愛知県内で法定計画を策定している市は、歴史的景観地区を持っている自治体がほとんどである。	平成4年3月に「岩倉市都市景観形成基本計画」を作成し、その後実施する事業に合わせて景観形成計画を作成して検討を行っていることから、新たに景観法に基づく景観計画（法定計画）を作成する必要はないと考えており削除とする。	廃止
② 景観条例の制定検討	景観計画の実効性を確保するため、計画の策定に合わせて、景観条例の制定を検討します。						景観条例は策定していないが、様々な事業の実施にあたって景観の形成について検討を行ってきた。	特になし。	特になし。	景観計画（法定計画）とセットで条例を制定している市がほとんどであり、法定計画の策定を予定していないことから条例制定は考えておらず削除とする。	廃止
(2) わかりやすく、岩倉らしい景観の創出											○
① 公共施設等のデザインの向上による先導的な景観形成	地域における自然、歴史、文化等、地域の特性にふさわしい公共施設整備に努めます。						平成22年度に竣工した多世代交流センターさくらの家の建設にあたっては、建設地が五条川に近いことから桜の淡い桃色を外壁に採用するなど景観性の向上を行っている。	地域のシンボルである五条川の桜をイメージした建物となったことにより、地域の皆様から愛される建物となっている。	公共施設は新設の場合だけでなく、既設公共施設の改修にあたってデザインの見直しを行う必要がある。	修正の必要なし。	継続
② わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	まちの中をより歩きやすくし、市民や来訪者がまちの魅力を発見できるように、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。						駅前広場や五条川堤防道路など、今までに整備されたサインの適正な管理を行っている。	わかりやすく系統的に整備されたサインにより、市民や来訪者にとって、歩き	市内でサインが整備されているのが駅前広場と五条川堤防道路のみであり、その他の場	積み残し課題を踏まえて、施策内容について見直しが必要。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
								やすくまちの魅力を発見できている。	所への設置が課題となっている。		
③ 緑の保全・育成	〔公園・緑地〕の再掲										
④ 五条川の景観整備の推進	市民の誇りとなるような親しみがあり美しい景観の形成という観点から、五条川の水辺環境の保全・整備や五条川桜並木の保全・再生、五条川沿いの散策環境の整備・充実を進めます。						平成26年3月に第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。第2次及び第3次計画に基づき、五条川の保全・整備に努めてきた。	第3次五条川自然再生整備等基本計画を策定した。県とともに五条川右岸の堤防道路の整備事業を進めている。市民団体の要望により、県が低水路の創出などを行うこととなった。	第3次五条川自然再生整備等基本計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要。 また、県や近隣市町との広域的な連携・協力を図ることが必要。	施策内容を修正する必要はない。	継続
⑤ 岩倉街道沿いの街並み形成	岩倉街道の歴史を感じさせる街並み景観を大切にしながら沿道建築物の建替えを促進するなど、景観法等を活用しつつ岩倉街道の街並みの再生に努めます。						特に実施していない。	特になし。	岩倉街道沿道の建築物の建替えについては、今後、江南岩倉線の用地買収を進めていくことから関係住民の意向が重要となり、当該路線の整備に着手する段階で今後の街並み形成について検討することが必要。	「景観法に基づく街並み再生」の記載は実施する予定がないため削除。	継続
⑥ 田園景観の保全	市街地周縁部の田園風景を保全するため、景観法等の活用も視野に入れつつ、農地の保全・活用を進めるとともに、鎮守の森、社寺境内等の樹木など既存の緑の保全に努めます。						優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全・流動化促進に努めている。	農地の無断転用や遊休農地については、パトロールを実施し、事案を発見した場合は早期に指導することで、拡大の防止には結果が出ていると言える。	田園風景の保全と農地の活用について、地元住民の意向を確認しながら保全していく必要がある。	景観法を活用する予定がないため、「景観法等の活用も視野に入れつつ、」を削除。	縮小
(3) 身近な景観づくり	屋外広告物撤去数	2,608 枚	H21	2,100 枚	40 枚	5,250%					
	花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	25 か所	H21	27 か所	25 か所	92.6%					◎
① 屋外広告物の適正化	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。						違法な屋外広告物は発見次第、所有者に撤去や是正を求めており、良好な景観形成を図っていく。	職員による定期巡回を行うとともに、市では平成19年度から違反屋外広告物簡易除却活動員制度を設けて取り組んでおり違反広告物数が激減した。	特になし。	修正の必要はない。	継続
② 景観意識の高揚	良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。						愛知県において、毎年度、まちなみ建築賞を実施しているため、市で推薦を行っている。	これまで受賞には至っていない。	市が地区計画等を定めるなど景観誘導をしない限り、実施したとしても単発的な施策として終わってしまう可能性が高いため、実施には至っていない。	修正の必要はない。	継続
③ 美化活動の促進	快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。						花のあるまちづくり事業は、平成22年度より市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託している。また、違反広告物の撤去にあたっては市と屋外広告物簡易除却団体(6団体40名)とともに実施しており、ともに魅力ある都市景観づくりに効果を上げている。	市に登録している屋外広告物簡易除却団体は6団体40名となっており、積極的に除却を行っていただいている。その効果もあり、ピーク時であった平成21年度の約2%まで撤去数が減少した。	簡易除却団体の活動功績は非常に大きく、今後も登録団体の増加に向けて市の働きかけが必要。	修正の必要はない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第6節 上水道	責任者	所属	上下水道課					
基本施策	上水道	総合計画書記載ページ	P180-182	(記入者)	氏名	松永 久夫					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・安心で安全な水を安定的に供給するための体制強化と経営基盤の強化を進めてきた。また、基幹管路について耐震化計画を策定し、耐震管に布設替する工事に着手することができた。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少し収益増加が見込めない状況であり、耐震化等の事業を進めるための経済基盤の強化が課題である。また、水源施設が老朽化してきたことにより、委託業者等とのきめ細かな連携で現況把握と効率的な更新計画を作成していく必要がある。								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案								
	●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
	安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合	%	H20	85.1	—	—	86.0	—	88.0	90.0	市民意向調査による
		%									

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称 個別施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
(1) 安心で安定的な供給	有収率 (%)	92.7	H21	93.7	92.1	98.3%				◎	
① 水資源の確保	自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。			水源の機械設備の点検を定期的実施している。また、自己水源の過大な汲み上げによる井戸崩れなどがないよう、自己水と県水をバランスよく配水する必要があるため、毎日配水量の確認を行っている。	自己水源は、貴重な資産であり、できるだけ長く使用するための維持管理ができた。	大規模な渇水時になると県水の受水に制限を受けることになるので、そうした非常時にも対応できるように現状を維持し、自己水源を長期的に使用するための管理が必要。	施策そのものは修正する必要はないが、水の安定供給のためには、不断の努力が必要	継続			
② 水道施設の計画的な整備・更新	配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。また、水資源施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。			第3期配水管整備計画に基づいて整備事業を進めている。水源施設についても定期的な点検と老朽化した設備の更新を計画的に実施している。また、漏水の発見及び通報への迅速な対応で有収率の向上に努めている。	平成26年度末で工事延長11,265mが完了し、整備率が63.1%となった。また、漏水の発見や通報に早期に対応したが、漏水箇所や水源施設の不具合による水道管内の濁り解消するための洗管作業に時間がかかり、多くの水量を費やしたため、有収率向上には至らなかった。	第3期配水管整備計画が平成28年度で終了するので、引き続き事業を進めるため、第4期配水管整備計画が必要。また、水源施設の老朽化に伴う更新計画も平成29年度までのものであるため、引き続き更新計画を作る必要がある。	施策そのものは修正する必要はないが、継続させるための計画が必要。	充実			
③ 水質管理の充実	適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。			13か所ある水源施設の定期的な点検と水質管理を毎日実施している。	水源施設の点検により、修繕すべき箇所があれば、早期に実施している。また、水質の検査結果は、すべて基準に適合している。	特になし。	修正の必要なし。	継続			

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(2) 災害対策の充実	管路耐震化率	24.1%	H21	28.6%	29.6%	103.5%				○	
① 被害発生の抑制	発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、水源等施設については早期に耐震化を完了します。また、管路については、幹線管路のネットワーク化や今後増大する老朽管の更新を考慮した耐震化計画を策定し、効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。						水源施設の耐震化については完了した。また、基幹管路や配水管についても、更新計画を策定し、平成26年度より工事に着手した。	水源施設建屋の耐震化については、完了している。基幹管路耐震化による布設替については530mの区間を耐震管で布設替を行った。通水する区間は、376mであり、配水基幹管路耐震化率は、14%となり、平成23年度と比較して2.5ポイント上昇した。	人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少し収益増加が見込めない状況での耐震化を進めるには、長期的な資金計画が必要。	水源施設の耐震化については完了しているため修正の必要あり。また、基幹管路の耐震化計画も策定しているため修正の必要あり。	継続
② 応急給水の充実	災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業者や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。						応急給水訓練について、市の防災訓練時と愛知県との共同による支援連絡管の訓練を実施している。また、非常用飲料水容器についても購入している。	訓練により、関係機関との連携・協働を図ることができた。また、緊急時のために非常用飲料水容器を購入し、備蓄数を増やすことができた。	非常用飲料水容器が全世帯をカバーできない状況であり、引き続き購入し備蓄する必要がある。	修正の必要なし。	継続
(3) 運営基盤の強化	現年度収納率(%)	98.1	H21	98.5	98.5	100%				○	
① 経営の健全化	水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。						安全な水を継続的、安定的、効率的に供給するために民間業者の技術と経験を活かし、業務の充実を図れるよう検針総合徴収業務と配水施設等運転管理業務の民間委託を実施している。また、平成26年度が最終委託期間となるため、平成27年度からの委託契約手続きを実施した。	効率的な運営と経費削減、民間委託による経営化を進めたことにより運営基盤の強化が図れた。	人口減少と節水機器の普及等の影響があり、収益の増加が見込めない状況であり、今後の財政状況が悪化するようなことがあれば、料金改定が必要となる。	修正の必要なし。	継続
② 利用者サービスの向上	多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上をめざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりやすく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水道については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。						民間企業の経営手法と専門的管理により、きめ細かな管理を実施している。また、コンビニ収納も実施し、収納のサービス向上にも取り組んでいる。水道事業の経営状況や貯水槽水道の適正管理の方法などについては、広報紙に掲載し情報提供をしている。	平成24年度と25年度は収納率が減少したが、受益と負担の公平性の確保を目指したきめ細かい対応等により、平成26年度は、収納率は、98.5%と増加し、目標値に達することができた。	耐震化事業の推進や老朽化施設の更新により、事業費の増加が懸念されるため、更なる収納率向上が必要。	修正の必要なし。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第7節 下水道	責任者	所属	上下水道課					
基本施策	下水道	総合計画書記載ページ	P183-185	(記入者)	氏名	松永 久夫					
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<p>・下水道工事については、枝線工事等の面整備や、カメラ調査や管路補修といった維持管理など、毎年着実に実行されており、平成25年度の市民意向調査で「生活排水処理に満足している市民の割合」が平成20年度を上回るといった一定の成果が現れている。また、平成26年度よりふれ愛まつりで下水道のブースを設け、2日間で約670人を集客し下水道のPRを行った。今後も、下水道の工事とPRの両面から下水道の推進を図っていく。</p>	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<p>・平成24年度末の国の汚水処理人口普及率が88%を超え、国は、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、早期（今後10年間）に汚水処理整備を進め、持続的な汚水処理のため、既整備地区の効率的な更新や運営方法の検討を促進するよう「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を平成26年1月に策定し、都道府県に対し、構想の見直し推進を通知した。これを受け、本市においてもこれまでの整備ペースでは、10年で整備を完了するのは、困難であるため、平成26年度から27年度にかけて、アクションプランを作成している。</p> <p>・国は、今後の人口減少や施設の老朽化等により、経営環境はますます厳しくなることが予想される中で、現在、公営企業会計を適用していない下水道事業に対し適用を促進すると明記した「経済財政運営と改革の基本方針2014」を平成26年6月に閣議決定し、公営企業会計の適用推進について、特に下水道事業に対し、人口3万人以上、平成31年度までといった対象や期限を設定し推進している。本市においても、安定した下水道事業経営を進めていくために、自らの経営・資産等を正確に把握できる企業会計制度に移行する必要がある。</p>								
施策がめざす将来の姿と修正案	<p>第4次総合計画で掲げためざす姿</p> <p>●五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。</p>	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠	
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
	生活排水処理に満足している市民の割合	%	H20	72.7	—	—	75.5	—	75.0	78.0	市民意向調査による
	下水道整備率	%	H21	54.2	56.9	58.3	60.4	61.9	62.4	69.1	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公共下水道事業の推進	汚水処理人口普及率	67.5%	H21	77.5%	74.9%	96.6%					○
	水洗化率	89.0%	H21	89.6%	89.1%	99.4%					
① 公共下水道の整備と維持管理の推進	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。						公共下水道の整備については、依然として低い普及率にあるので、毎年10haを整備し、普及率の向上に努めている。 また、本管布設開始から20年以上が経過しているため、平成23年度よりテレビカメラ調査や管路内面亀裂補修などの修繕を行うなど、維持管理も進めている。	公共下水道の整備については、毎年一定の事業費の中で、着実に整備区域を拡大している。 維持管理についても、平成23から26年度の間に北島町の管渠の調査及び補修を行い、不明水の削減につながっている。	平成26年度末時点で五条川右岸の下水道整備率48.2%（計画面積434haのうち整備面積209.4ha）と低い状況にあり、今後更に公共下水道整備を進めていく必要がある。また、維持管理についても管渠の調査、修繕を計画的に行う必要がある。 さらに、「汚水処理の整備をあと10年で概ね完成させる」という国の方針の中で、現在の整備ペースでは10年で整備を完了するのは困難であるため、	施策内容そのものは修正する必要はないが、今後、維持管理を進めていくのであれば、維持管理に関する指標も加えるかどうか検討すべきである。 また、改定計画に間に合うのであれば、そのアクションプランにあわせて、下水道整備率の目標を見直す必要がある。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価									
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題											
個別施策の名称	個別施策の内容																			
② 公共下水道への接続促進	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高めるために、公共下水道の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進します。						下水道本管布設工事後間もない供用開始後1、2年目の区域や、特に接続率の低い地区を中心に、毎年、年に4回接続促進の戸別訪問を行っている。 また、供用開始から3年未満の市民に対して、資金の援助として、金融機関からの融資をあっせんし、利子分を補助している。平成26年10月からは、連帯保証人の要件を緩和した。			戸別訪問を行った結果として、訪問した家屋のうち、平成23年度は13戸、平成24年度は26戸、平成25年度は18戸、平成26年度は20戸が接続した。 融資あっせん制度については、平成23～26年度の間に4件の実績があった。			平成26年度から27年度にかけて策定中のアクションプランの中で、今後の具体的な方向性を検討する必要がある。			施策内容、目標値ともに修正する必要なし。		継続		
③ 合併処理浄化槽との併用	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。						合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知に努めた。また、平成26年7月1日より、要綱を改正し、新築や増改築に伴う浄化槽の設置に対しても補助を行えることとし、水質改善に努めた。			単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えはなかったものの、新築に対して1件補助を行った。			単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えが0件であり、また新築・増改築についても1件しか実績がなかったため、今後より一層の周知を図っていく必要がある。			個別施策の内容が単独処理浄化槽やくみ取り槽からの切替えに限定してしまっているため、要綱に併せて修正する必要がある。		継続		
④ 経営の健全化	汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努め、適正な下水道使用料を設定し、経営の健全化に努めます。						受益者負担金の収納率向上のために、年に4回一斉徴収を行っている。また、汚水処理の維持管理コストについては、県と協議し、適切な維持管理単価を決めている。			受益者負担金については、一斉徴収や滞納対策の強化により、平成19年度から21年度に賦課した負担金を全て収納することができた。平成22年度以降に賦課したものについても、分納等により着実に未納額を減らしている。 維持管理コストは、単価の高い五条川右岸流域下水道維持管理費負担金を、十分な議論の上、1㎡当たり1円下げることができた。			岩倉市の下水道事業は、維持管理費を下水道使用料で賄っていない。今後も、一般会計からの繰入金削減のため、流域下水道の維持管理費のコスト軽減について県に働きかける等、下水道事業の効率的な運営を図る必要がある。 また、当市の使用料単価(※)は県内でもかなり低く、類似団体の平均が140.5円/㎡であるのに対し、当市は88.7円/㎡となっている。経営状況改善のためには、使用料の見直しも検討する必要がある。 ※使用料単価：使用料収入を、水量で割ったもので、1㎡の排水量でいくらの収入になるかを示すもの。総務省は「適正な使用料」を150円/㎡としている。			施策内容そのものは修正する必要はない。今後も、経営の健全化に向けて、様々な取り組みを行っていく。 経営の健全化を図るためには、経営状況を明確化する必要がある。その手法として企業会計への移行があり、企業会計への移行については、国も人口3万人以上の市町村は移行が必要としているため、本市においても、企業会計に移行する必要がある。移行後は収支状況など勘案しながら、適切な使用料の設定を行い、経営の健全化につなげていく。			継続	
(2) 下水道事業に対する理解促進	下水道出前講座・見学会参加者数	0	H21	100	35	35%							○							
① 生活排水対策の強化	食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、下水道利用者に生活雑排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。						下水道の日に合わせて、市の広報紙にて生活雑排水に対する配慮を呼びかけている。			一時期、下水道にタオルや繊維状のものが流され管が閉塞する事態が発生したが、広報紙や地元への回覧にて注意喚起したところ、改善された。			一般の人は下水道を意識することが少なく、広報紙を目にしない人には情報提供や意識啓発を行うことができない。			①生活排水対策の強化と②広報活動の充実は、どちらも広報紙等によるPRにて住民や企業に下水道を理解、意識してもらうという内容であるため、改定計画では①を②に統合する。		統合		
② 広報活動の充実	下水道の必要性や維持管理の重要性、水質調査の結果などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて積極的にPRし、下水道事業への理解促進に努めます。						接続促進訪問(年4回)や工事説明会(年1回)、負担金の説明会(年1回)にてパンフレットを配布するなどして下水道の必要性等をPRしている。また、平成26年度は、普段あまり下水道を意識しないであろう市			ふれ愛まつりでの下水道ブースに、2日間で約670人を集客し、下水道のPRを行うことができた。			平成26年度から行っているふれ愛まつりでの下水道ブースは、下水道を直接PRするのに最適な場である。今後も、より多くの人に参加してもらえるように工夫していく。			施策内容そのものは修正する必要はないが、具体的にどのように情報提供や意識啓発を行うのか、その手段・方法を考える必要がある。		充実		

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							民の方々に、下水道の必要性について少しでも意識してもらえよう、ふれ愛まつりにて下水道のブースを設けた。その中で、パネルやクイズを使って下水道の仕組みについての理解促進に努めた。				
③ 五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業	五条川右岸浄化センター周辺地域の生活環境の保全をめざし、環境対策事業の充実を県に働きかけるとともに、施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けて、市民の水環境に対する正しい認識が深まるように努めます。						環境保全のために年2回地元住民に対し第三者委員会を開催し、臭気等の検査状況と施設の管理状況について説明している。	環境対策事業の充実については、地元と随時連絡をとり、要望を吸上げ県に働きかけを行うことができています。	施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けることができていない。	施策内容、目標値ともに修正する必要なし。	改善

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）